

検証スケジュールの変更について

上牧町まちづくり基本条例検証委員会の検証結果として、条例の改正が必要となった場合は、上牧町まちづくり基本条例第 39 条の規定に基づき、パブリックコメントを実施することになります。パブリックコメントは、本検証委員会で審議した内容を取りまとめた答申書（案）に対して実施したいと考えています。最終的にパブリックコメントの実施結果を踏まえて、本検証委員会で再度答申書（案）の審議をしていただいて、答申を行うという流れで進めていきたいと考えていることから、検証スケジュールを以下のように変更します。

検証スケジュール（変更後）

日 程	内 容
第 1 回 令和 5 年 8 月 23 日	・ 条例の概要について ・ 条例の検証の進め方について
第 2 回 令和 5 年 10 月 6 日	・ 条文に沿った検証（ <u>前文～第 5 章</u> ）
第 3 回 令和 5 年 11 月	・ 条文に沿った検証（ <u>第 6 章～第 9 章</u> ）
第 4 回 令和 6 年 1 月前半	・ 答申書（案）・検証結果（案）確認
令和 6 年 2 月	・ <u>パブリックコメント実施</u>
第 5 回 令和 6 年 3 月後半	・ <u>答申書（案）・検証結果（案）最終確認</u>
令和 6 年 3 月末	【答申】